

収支報告書

令和 5 年分

※該当箇所に☑してください。



(ふりがな)

1 政治団体の名称

みへまさのりじゅかい
水戸将史後援会

2 主たる事務所の所在地

神奈川県横浜市泉区弥生台26-6

3 代表者の氏名

水戸将史

4 会計責任者の氏名

曾根田享

事務担当者の氏名

水戸あかね

連絡先
(電話番号)

045-814-3001

政治団体の区分

- 政党の支部
- その他の政治団体(後援会等)
- その他の政治団体の支部
- 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

活動区域の区分

- 全国(2都道府県以上)
- 神奈川県内

資金管理団体の指定の有無

- 有
- 無

※以下 指定「有」の場合のみ記載
公職の種類
衆議院議員神奈川県第12区

(現職・候補者等)

資金管理団体の届出
をした者の氏名
水戸将史

国会議員関係政治団体の区分

- 政治資金規正法第19条の7
第1項第1号に係る
国会議員関係政治団体
 - 政治資金規正法第19条の7
第1項第2号に係る
国会議員関係政治団体
- 公職の候補者の氏名
水戸将史

公職の種類

衆議院議員

(現職・候補者等)

*この部分は何も記載しないでください。

	受理台帳番号	団体コード	受付者	区分	処理
*	政党 全国 その他 1567	5599	永	(N) G K	

(※)資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記載。

(※)国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記載。

収支の状況

(その2)

1 収支の総括表

		十億	百万				
ア 収入総額 (ア)+(イ)	01			1	8	2	1 3 3
(ア) 前年からの繰越額	02					2	1 3 3
(イ) 本年の収入額	03			1	8	0	0 0 0
イ 支出総額	04						0
ウ 翌年への繰越額 (ア-イ)	05			1	8	2	1 3 3

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金額	06	十億	百万	千	円
員数 (党費又は会費を納入した人の数)	07				人

(2) 寄附

ア 寄附(イを除く。)の区分		金額					備考
		十億	百万	千	円		
(ア) 個人からの寄附	08						
(うち特定寄附)	09						
(イ) 法人その他の団体からの寄附	10						
(ウ) 政治団体からの寄附	11			1	8	0 0 0 0	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	12			1	8	0 0 0 0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	13						
イ 政党匿名寄附	14						
合計 (ア + イ)	15			1	8	0 0 0 0	

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分 (右のいずれかを○で囲む)		個人・法人その他の団体 <u>政治団体</u>	
寄附者の氏名(団体にあつては、その名称)	金 額			年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
	十億	百万					
01 神奈川維新の会			1 8 0 0 0 0	5・2・22	横浜市中区港町2-9関内駅前第二ビル2階E号室	金村龍那	
02				・ ・			
03				・ ・			
04				・ ・			
05				・ ・			
06				・ ・			
07				・ ・			
08				・ ・			
09				・ ・			
10				・ ・			
11				・ ・			
12				・ ・			
このページの小計			1 8 0 0 0 0				
その他の寄附							
合 計			1 8 0 0 0 0				

注1 寄附者の区分は、「個人・法人その他の団体・政治団体」のいずれかを○で囲み、それぞれ別の用紙を使用してください。
 2 同一者からの年間5万円を超える寄附は個別に記載し、5万円以下の寄附は一括して記載してください。
 3 この用紙が2枚以上にわたる場合、「その他の寄附」欄及び「合計」欄は、最終ページにのみ記載してください。

資 産 等 の 状 況

(その17)

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無					
資 産 等 の 項 目 別 区 分		有	無	備 考	*
01	ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
02	イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
03	ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
04	エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
05	オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
06	カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
07	キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
08	ク 出資による権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
09	ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
10	コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
11	サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
12	シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		

注1 各項目の資産の有無について、「□」内をチェックしてください。

2 「有」をチェックした場合は、(その18)の該当する項目別区分に記載してください。

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和6年 3月 1日

政治団体の名称 水戸将史後援会

会計責任者の氏名 曾根田享 

〔〈解散の場合のみ〉

代表者の氏名 _____〕

注1 会計責任者本人が提出する場合は本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合は当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではありません。


注2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名その他、代表者の氏名を記載してください。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合は本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合は当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではありません。

政治資金監査報告書

令和6年 2月 28日

水戸将史後援会

代表 水戸 将史 殿

登録政治資金監査人  山重 登士
登録番号 第 5756号
研修修了年月日 令和3年 2月 15日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、水戸将史後援会の令和5年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（以下「会計帳簿等の関係書類」という）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、水戸将史後援会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿等が保存されていた。

なお、政治資金監査の対象期間においては、水戸将史後援会の令和5年に係る支出はなく明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

水戸将史後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない
また、水戸将史後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上